

障害者を雇用する場合の特定機械装置等の割増償却の償却限度額の計算に関する付表（措法46①、68の31①、旧措法46①、68の31①）

事業年度 又は連結 事業年度	・	・	法人名	()
----------------------	---	---	-----	-----

特別償却の付表（三十二） 令二・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

事業の種類	1			
(機械・装置の耐用年数表の番号) 対象資産の種類等	2	()	()	()
対象資産の名称	3			
対象資産の用途	4			
取得等年月日	5	・	・	・
事業の用に供した年月日	6	・	・	・
取得価額	7	円	円	円
普通償却限度額	8			
割増償却率	9	$\frac{12、24又は32}{100}$	$\frac{12、24又は32}{100}$	$\frac{12、24又は32}{100}$
割増償却限度額 (8)×(9)	10	円	円	円
償却・準備金方式の区分	11	償却・準備金	償却・準備金	償却・準備金
適用要件 障害者使用機械等である旨の公共職業安定所の長の証明年月日	12	・	・	・

障害者雇用割合の計算

期末の常時雇用する従業員 (短時間労働者を除く。)の数	13	人	雇用障害者数 (15) + (16) + (17) + (18) × $\frac{1}{2}$	21	人
期末の常時雇用する従業員の数のうち短時間労働者の数	14		期末の常時雇用する従業員の総数 (13) + (14) × $\frac{1}{2}$	22	
(13)のうち障害者の数	15		障害者雇用割合 $\frac{(21)}{(22)} \times 100$	23	%
(15)のうち重度障害者の数	16		基準雇用障害者数 (15) + ((17) + (18)) × $\frac{1}{2}$	24	人
(14)のうち重度障害者である短時間労働者の数	17		重度障害者割合 $\frac{(16) + (17) \times \frac{1}{2} + (19) + (20) \times \frac{1}{2}}{(24)} \times 100$	25	%
(14)のうち障害者(重度障害者を除く。)である短時間労働者の数	18		法定雇用障害者数	26	人
(15)のうち精神障害者の数	19		(13) から (20) までに係る公共職業安定所の長の証明年月日	27	・
(14)のうち精神障害者である短時間労働者の数	20		同上の証明に係る番号	28	第 号